

公告	下関市告示第 1 1 9 8 号 平成 2 7 年 6 月 2 9 日
	条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、下記により告示する。
	下関市長 中 尾 友 昭
工事名	平成 27 年度 菊川総合支所・菊川体育館建設用地雨水排水対策工事
工事場所	下関市菊川町大字下岡枝地内
工事概要	工事延長 L = 2 1 5 . 7 m 仮設工一式 造成一式 開削工 L = 2 7 . 0 m Φ 9 0 0 泥濃式推進工 L = 1 8 4 . 7 m 到達立坑 N = 1 発進立坑 N = 1
工期	契約の翌日から平成 28 年 3 月 18 日
設計金額	¥130,661,000 円(消費税抜き)
予定価格	¥129,994,000 円(消費税抜き)
最低制限価格	¥113,094,000 円
入札条件	(1)地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
	(2)下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登載され、下関市内に本店があること。特定建設業（土木一式工事に係るものに限る。）の許可を受けていること。
	(3)この告示の日から本工事の開札の日までに、下関市工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領及び下関市物品売買等及び業務委託契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止等の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
入札条件	(4)下関市建設工事競争入札参加資格者総合評点の土木一式工事が、下関市菊川町に本店がある者については 9 0 0 点以上、下関市豊田町、豊浦町又は豊北町に本店がある者については 9 5 0 点以上、それ以外の下関市内に本店がある者については 1 2 0 0 点以上であること。
	(5)平成 1 4 年 4 月 1 日以降に、元請けとして、管推進工事（下水道管渠布設工事又は水道管布設工事に係るもので請負金額 7 0 0 0 万円以上であり、そのうち管推進工事の割合が 2 分の 1 以上の工事）を施工し、引き渡した実績があること。
	(6)建設業法に従い、専任の監理技術者又は主任技術者を配置すること。ただし、配置予定の監理技術者等にあつては「直接かつ恒常的な雇用関係」が必要であるので、それを明示することのできる資料（資格者証又は健康保険者証等の写し）を添付すること。監理技術者の資格及び要件としては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
入札条件	(7)会社更生法(平成 1 4 年法律第 1 5 4 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 1 1 年法律第 2 2 5 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。)でないこと。
	(8)入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
	(9)上記(5)、(6)については、「概要」より様式をダウンロードし、ファクシミリ

	にて送付のこと。(FAX 番号:083-229-3403)
申請方法	下関市電子入札システムを使用すること。
申請書提出期間	平成 27 年 6 月 29 日(月) 9 時 から 平成 27 年 7 月 3 日(金) 17 時 まで
入札参加資格の決定	入札参加資格の審査結果は、平成 27 年 7 月 6 日(月) までに通知する。 承認の通知を受けたものは、入札参加資格があるものとする。
設計図書の購入先	その他欄を参照すること。
質問の方法	入札参加申請に係る本工事内容への質問は、ファクシミリによること。 質問の期限は、平成 27 年 7 月 14 日(火) 17 時までとする。 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。
入札方法	(1) 下関市電子入札システムを使用すること。 (2) 入札書締切は 平成 27 年 7 月 17 日(金) 17 時 締切
入札（開札）日時等	(1) 入札（開札）日時 平成 27 年 7 月 21 日(火) 10 時 3 分 (2) 入札（開札）場所 下関市役所 7 F 入札室
入札保証金	下関市契約規則又は下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。
落札者決定	最低制限価格を設定するので、その価格に満たない者は落札外とする。ただし、最低制限価格は下限価格を設定する。(下関市最低制限価格制度実施要領(平成 20 年 10 月 1 日制定) 第 4 条 (1) の規定)
その他	(1)設計図書は、下関市ホームページより閲覧ダウンロードすること。 (2)入札参加申請を行った者のうち入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日(休日の場合はその翌日)までに書面を契約室契約課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。 (3)(2)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。 (4)入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び下関市工事等請負契約入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 (5)工事費内訳書は、下関市電子入札システムを使用し、入札書に添付して提出すること。工事費内訳書の提出がない、又は工事費内訳書に不備があるものについては、その者のした入札を無効とする。(工事費内訳書の様式は、入札条件の「添付文書」よりダウンロードし入手すること。) (6)入札参加者が開札日までに入札条件を満たさなくなった時、その者のした入札は無効とする。 (7)入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。 (8)落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。 (9)上記(6)、(8)の入札条件に係る下関市建設工事競争入札参加資格者総合評点又は総合評定値通知書の総合評定値については、参加承認可否通知後の変動に関わらず通知時の当該評点又は当該評定値をもって入札参加可否決定の当該評点又は当該評定値とする。

